

渡良瀬遊水地に新条例をつくりました

平成24年7月3日に国際的に重要な湿地としてラムサール条約湿地に登録された渡良瀬遊水地は、面積約3,300haの国内最大の遊水地として、洪水から首都圏の生命・財産を守る治水の要であるとともに、本州以南最大の湿地・ヨシ原に、コウノトリをはじめとした絶滅危惧種を含む多くの貴重な動植物が生息・生育する「自然の宝庫」であり小山の宝です。

この宝を守り、利用し、未来に引き継いでいくため、令和元年9月30日に「渡良瀬遊水地の保全と再生及び賢明な活用に関する条例」を制定しました。

美しい渡良瀬遊水地となるよう、皆様のご協力をお願いします。

ルールを守って、自然の宝庫をお楽しみください。

渡良瀬遊水地にコウノトリ（特別天然記念物・絶滅危惧種）が住んでいます。

<静かに見守りましょう>

- ・堤防の上からなど、150m以上離れて観察しましょう。

<地域に迷惑をかけないようにしましょう>

- ・無断で私有地や農地に入らないようにしましょう。
- ・農道等に駐車して通行の妨げにならないようにしましょう。

人工巢塔とコウノトリ



「渡良瀬遊水地の保全と再生及び賢明な活用に関する条例」で禁止されている行為

- ドローンやラジコン等の無人飛行機の飛行
(200g以下のホビードローンも対象)
- ボールや花火等を投げたり、発射したりすること
- その他自然環境が損なわれるおそれがある行為

その他法令等で許可が必要又は禁止されている主な行為

- 工作物の設置（河川法）
- ごみのポイ捨て（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）
- 希少な動植物の捕獲、採取等
(絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律)
- 犬の放し飼い（栃木県動物の愛護及び管理に関する条例）



禁止行為を見かけた時、コウノトリの様子がおかしい時は...

小山市役所への通報にご協力をお願いします。

問合せ先：小山市役所渡良瀬遊水地ラムサール推進課（0285-22-9354）